

■事業再評価

1. これまでの経過

平成10年度	国の補助事業を実施している自治体での事業再評価が義務付けられ、 <u>大阪市においても事業再評価を開始（補助対象事業のみ）</u>
平成15年度	単費事業・交付金事業を対象とし、 <u>再評価対象を拡大</u> 。【大阪市事業評価要綱を制定】
平成18年度	事業継続の評価に優先度(A～C)を導入
平成22年度	国の補助事業について、新たに創設された社会資本整備総合交付金に移行した事業については、事業再評価の義務付けは無くなった。そのため、これまで実施してきた事業再評価の対象事業は、公害防止対策事業を除き、殆どが市の事業として要綱に基づき実施するものとなった。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国の再評価実施要綱の改正に合わせ、事業再評価の最初の時期を、事業開始時から10年後を、5年後に変更 ・事業開始の起点を、実施設計開始時から事業開始時に変更 ・再評価対象を「市の単独事業」から「市が事業主体となり実施する事業」と変更
平成24年度	・「大阪市事業評価要綱」を「大阪市PDCAサイクル推進要綱」に改め、大規模事業評価、事業再評価を、 <u>PDCAサイクル</u> の取組みとして位置付けた。

2. 現在の事業再評価の対象（大阪市PDCAサイクル推進要綱第7条）

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
- ② 市が事業主体である事業（以下「市の事業」）で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの
- ③ 市の事業で、事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの（※）
- ④ 市の事業で、事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中のもの（※）
- ⑤ その他市長が特に必要と認めるもの
※評価実施年度に事業完了予定のものを除く。

3. 事業再評価の実績（平成25年度末時点）

<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続中の事業：61事業（事業継続A:18事業／事業継続B:23事業／事業継続C:20事業）
<ul style="list-style-type: none"> （内訳）○回数 再評価を1回実施したもの：13事業 / 再評価を2回実施したもの：20事業 再評価を3回実施したもの：21事業 / 再評価を4回実施したもの：7事業 ○評価理由 要綱第7条1号該当 1事業 / 2号～5号該当 60事業
<ul style="list-style-type: none"> ・事業休止中の事業：8事業（事業休止D） ・事業完了した再評価実施事業：64事業
<ul style="list-style-type: none"> （内訳）○回数 再評価を1回実施したもの：44事業 / 再評価を2回実施したもの：16事業 再評価を3回実施したもの：4事業

4. 事業再評価の目的

大阪市PDCAサイクル推進要綱にもとづき、事業開始後長期間未着工であったり、長期間継続中である事業について、事業の必要性や進捗状況、今後の見通し、代替案、コスト削減、事業の効果などについて社会経済情勢の変化などを踏まえて評価し、事業継続の適否等の判断材料として活用する。（本市ホームページより）

【追記（案）】

（活用するとともに、）その評価を公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

（参考：「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より）

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

5. 課題等

- ・事業再評価については、平成10年より取り組んできたが、この間、対象事業を評価する過程で様々な議論が行われ、必要に応じて要綱を改正し、評価の方法やそのための資料作成などについて、一定の仕組みが構築されてきた。
- ・しかし、予算縮小に伴い事業の進捗が図れず、事業の期間が延長されてきていることや、事業の性質上事業期間が長いことから、2回目以上の事業再評価となる事業が増えてきているが、事業の必要性や対応方針に全く変更がなく継続するものや事業進捗率の高いものであっても、再評価（1回目）と同様の方法で、評価しており、再評価の目的や効率性の観点から、評価方法等の見直しの検討が必要ではないかと考える。
- ・また、PDCAサイクルの観点より、再評価実施から5年後の再評価まで、毎年、事業の進捗状況を把握し、対応方針に沿った事業の取組みが行われているか、チェックする必要があるのではないかと考える。

◎見直しのポイント

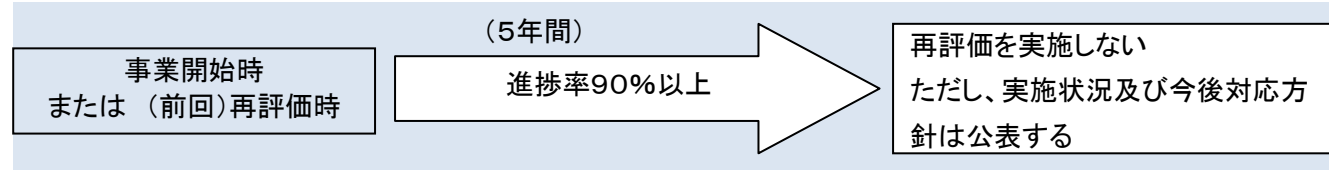
- ①事業進捗率が高い事業の評価の方法等
- ②再評価2回目以上での評価の方法等
- ③PDCAサイクルの観点による新たな取組み

6. 見直しのポイントと方向性(たたき案)

① 事業進捗率の高い事業の評価方法等

【たたき案①:事業進捗率が90%事業については、建設事業再評価の対象外】

再評価を行う時点で、既に、事業の進捗率が90%以上（用地取得率90%以上かつ工事進捗率90%以上）となっている事業については、事業継続の適否等の判断の必要性が低いことから、再評価を実施しない。ただし、再評価のサイクルと同じ時期に、実施状況や今後の対応について、調書を作成し、公表する。



※進捗率90%以上(用地取得率90%以上かつ工事進捗率90%以上)の事業⇒8事業/61事業【参考資料①】

※現在の再評価では、用地取得率が90%以上かつ工事進捗率が90%以上の事業については、費用便益分析(B/C)を省略している。

【調書の作成】

- ・事業開始時または、前回評価からの5年間の取組み状況、進捗状況について取りまとめるとともに、今後の対応方針とあわせて、その内容を公表する。
- ・建設事業評価有識者会議には、報告事項として説明をする。

(調書様式イメージ)

事業名	事業概要	事業進捗状況	5年間の実施状況	今後の対応方針
〇〇事業		事業費、用地取得、工事進捗率		

《他の自治体の事例：再評価対象除外について》

- (横浜市)
 - ・進捗している事業（前年度末で、進捗率80%以上の事業、翌年度末までに完了見込みの事業（北九州市）
 - ・一定の事業進捗が図られている事業 / ・当初の計画と比べ、大幅な変更がない事業
- ・再評価を行おうとする年度末において事業進捗率が80%以上である事業（北海道）
- ・事業費の進捗率が概ね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会において特に再評価を必要としないと認められた地区（兵庫県）
- ・残事業期間が3年以下で、完了目途がたっている事業については事業執行状況の報告をもって審査に代え、審査方法の簡略化を図っている。(完了目途がたっている事業の目安として、用地買収90%、工事進捗率70%としている。)

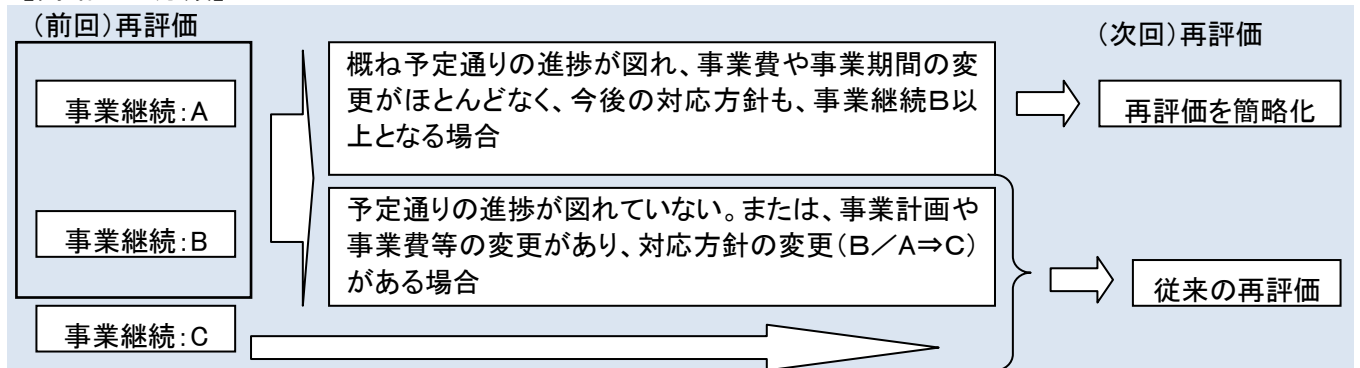
② 再評価2回目以上での評価の方法等

【たたき案②:前回の再評価からの進捗が予定通りである事業については、再評価を簡略化】

前回の再評価で、事業継続AまたはBと評価したもので、再度、再評価を受ける場合で、予定通りの進捗が図られ、事業費や事業期間の変更ほとんどなく、事業継続の対応方針も概ね変わらない事業については、改めて、事業継続の適否等の判断としての再評価の必要性が低いことから、再評価の方法を簡略化する。ただし、社会経済情勢等の変化が著しい場合は、簡略化はしない。

- ・一方で、事業継続A,Bであっても、予定通り事業進捗が図れなかった場合は、対応方針等に対して何らかの問題等が生じた可能性が考えられるため、事業計画等の見直し検討等を行うなどし、再評価を実施することにより、改めて、事業継続の適否の判断を行うこととする。
- ・また、事業継続Cについては、事業遅延による影響が小さく、早期の事業完了の必要性が乏しい事業であるとの評価であり、状況によっては、次回評価で休止の可能性も考えられることから、事業進捗等の状況に関係なく、再評価を行うこととする。

【簡略化の分類】



【再評価の簡略化】

- ・前回評価で事業継続A/Bの事業については、前回からの5年間の取組み状況、進捗状況について取りまとめるとともに、自己評価を行い、今後の対応方針とあわせて、その内容（下記調書）を公表する。（従来の再評価調書等は作成しない。⇒費用便益分析も実施しない）
- ・自己評価及び今後の対応方針については、建設事業評価有識者会議で意見聴取の上、確定させる。

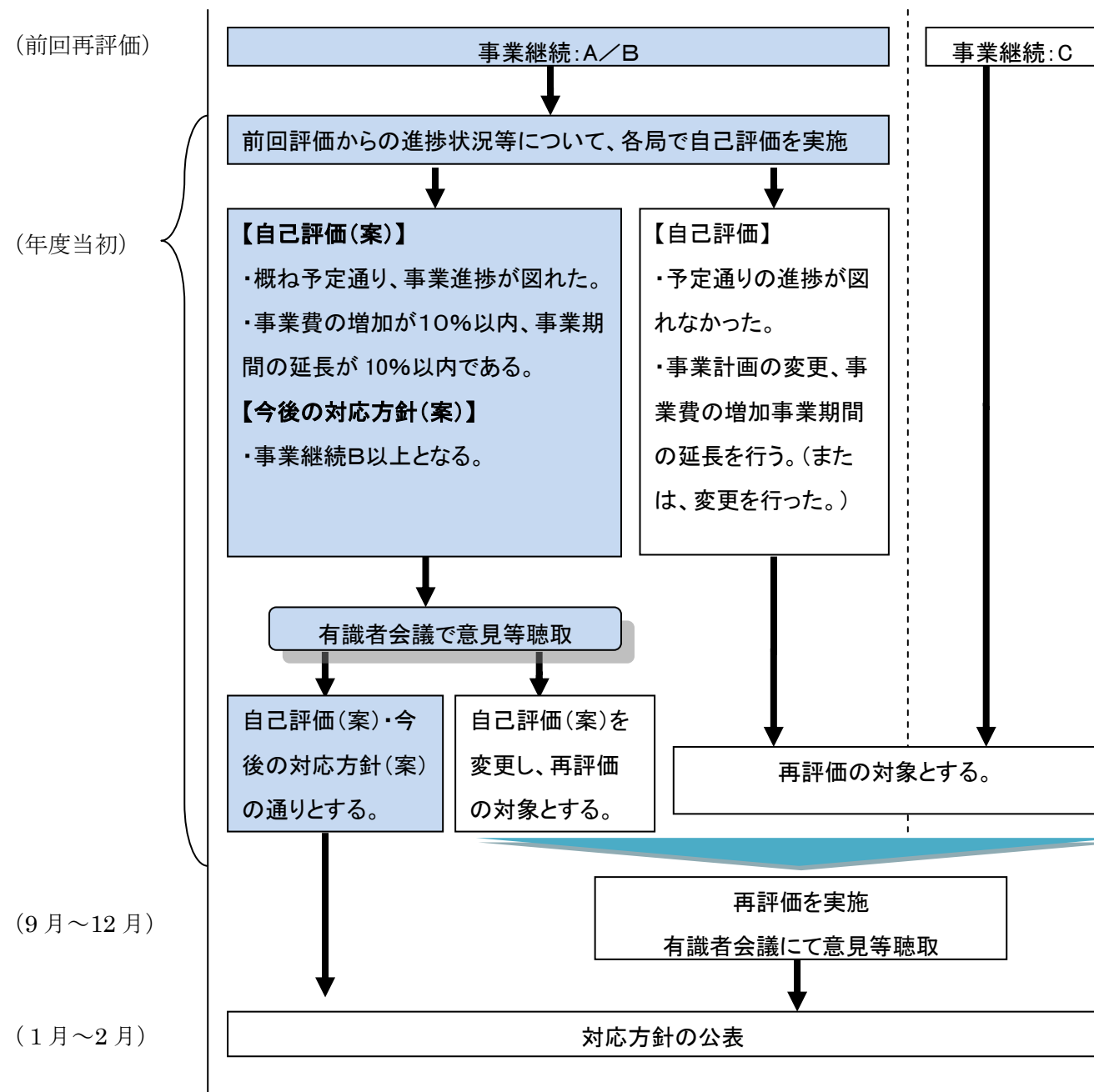
(調書様式イメージ)

事業名	事業概要	事業進捗状況	前回再評価からの実施状況	自己評価	評価と今後の対応方針
〇〇事業		事業費、用地取得、工事進捗率	前回の評価を踏まえて、予定通り進捗が図られてきたかなど、事業の実施状況を記載	○	事業継続 A又はB (考え方を記載)

【自己評価(案)】

- 再評価での対応方針に沿って取組みが行えたか。
 - ：対応方針に沿って、概ね取組みを行うことができた。
 - ×：対応方針に沿って、取組みを行うことができなかった。⇒再評価を実施

【簡略化を踏まえた再評価(2回目以上)の流れ】



③ PDCA サイクルの観点による新たな取組み

【たたき案③: 毎年、前年度の事業の取組み状況の振り返りを行い、自己評価を実施】

建設事業評価有識者会議での意見を踏まえて、再評価で決定した対応方針に沿って、事業の進捗が図れているか。毎年、事業の取組み状況（進捗状況等）説明などの振り返りを行い、合わせて、自己評価を行い公表することとし、次回の再評価ではなく、毎年の自己評価の中で、課題があれば必要に応じて事業の取り組み方を見直すなど、PDCAサイクルを意識した事業の取り組みを求めていく。

(調書様式イメージ)

事業名称	事業概要	前回の再評価	前年度の実施状況	自己評価	【自己評価が×の場合】 課題等への対応の方向性
〇〇事業		事業継続 (A/B/C)		○/×	

【自己評価(案)】

再評価での対応方針に沿って取組みが行えたか。

○：対応方針に沿って、概ね取組みを行うことができた。

×：対応方針に沿って、取組みを行うことができなかった。⇒課題等への対応の方向性を示す。

《他の自治体等の事例：費用効果分析を実施しない場合について》

(国)

- ・費用効果分析を実施しない場合の具体的な要件を提示している。(平成25年度11月)

⇒参考資料②

(他の自治体)

- ・上記の国の要件を準用し、費用効果分析を実施しない場合がある自治体

：3自治体（横浜市、奈良県、和歌山県） [調査自治体数25の内]

〈調査自治体：19政令市・近畿2府4県〉

■大規模事業評価

1. これまでの経過と実績

平成15年度 **大規模事業評価を開始**。【大阪市事業評価要綱 制定】
 平成24年度 「大阪市事業評価要綱」を「大阪市PDCAサイクル推進要綱」に改め、大規模事業評価、事業再評価を、**PDCAサイクル**の取組みとして位置付けた。

- 【大規模事業評価の対象】（大阪市PDCAサイクル推進要綱第2条第4項）
- 大阪市が事業主体である事業（都市計画の決定または、変更を伴わないもの）
 - 都市基盤整備事業（インフラ）：全体事業費100億以上
 - 施設建設事業（ハコモノ）：50億円以上（用地取得費を除く）
 - ただし、災害復旧のため緊急に行う必要があるものを除く

【大規模事業評価の実績】（7件）	（事業費）
平成15年度：（仮称）住吉区複合施設建設事業	78億円
新今里～寺田町下水道幹線築造工事	199億円
平成16年度：中高一貫教育校の開設	70億円
平成17年度：大阪市中央卸売市場東部市場再整備事業	100億円
平成19年度：新商業高校の開設	56億円
平成20年度：（仮称）城東区複合施設建設事業	64億円
平成22年度：近代美術館整備事業	239億円

2. 大規模事業評価の目的

一定基準以上の規模を有する大規模な公共事業は、施策目標の達成に重要な役割を果たし、また市民生活における影響も大きいことから、概ね事業計画が定まった段階で、事業の必要性や適時性、事業の効果、大阪市関与の必要性などの視点から評価し、事業実施又は見直しの判断材料として活用する。（本市ホームページより）

【追記（案）】

（活用するとともに、）その評価を公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

3. 課題

- 平成15年度から実施しているが、予算の縮減や公共事業の縮小から、大規模事業評価の実績が7件と少ないことや、**限られた財源の中で、さらなる選択と集中が求められる公共事業**については、現在の**対象事業費以下のもの**であっても、その必要性等について事業評価を行うことが必要ではないかと考える。
- また**他の自治体と比較して、対象事業費に大きな差**があることから、他都市並みの対象事業費とするべきではないかと考える。

4. 見直しのポイントと方向性（たたき案）

【たたき案：大規模事業評価の対象事業費を、10億円以上とする】

- 他都市並みの事業費を対象とすることから、次のように変更する。
 - 大阪市が事業主体である事業（都市計画の決定または、変更を伴わないもの）
 - 都市基盤整備事業（インフラ） 100億以上 ⇒10億以上
 - 施設建設事業（ハコモノ） 50億以上 ⇒10億以上（用地取得費を除く）

ただし、**単なる建替え事業や維持修繕事業、耐震改修事業は対象とせず、新規施策等にもなう施設を対象とする。**

《他の自治体の事例： 事前評価対象事業について》

（評価対象事業規模）

- ・20億円以上：横浜市
- ・10億円以上：新潟市・北九州市・岡山市・京都府・大阪府・兵庫県

※事前評価を実施している自治体：7自治体（調査自治体数25のうち）

〈調査自治体：19政令市・近畿2府4県〉

（評価対象外の規定例）

（横浜市）

- ・更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・計画策定段階で事前評価と同様の手続き（市民意見公募、第三者委員会）を実施している事業（新潟市）
- ・維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、事業の必要性について他の第三者委員会で意見を求めた事業（北九州市）
- ・災害復旧のため緊急に実施する必要のある事業／・事前評価を行う暇がないと認められる事業
- ・学校整備事業／・水道の更新事業／・その他維持管理事業

【参考：平成23年度以降に着手した10億円以上の事業実績】

・新設校整備（小中一貫校整備：2件）	：12億、23億円
・公園整備事業（海老江東公園）	：14億円
・消防署の建替（3件）	：12億円、14億円、14億円
・学校整備事業（建替等：2件）	：10億円、15億円
・公営住宅建設事業（建替え：11件）	：13～31億円
・浄水場監視制御設備改良工事	：21億円
・配水管改良工事	：21億円
・区庁舎耐震化事業（2件）	：12～13億円